

— 目 次 —

人権教育・啓発基本指針の構成	1
第1章 はじめに	
1 基本指針改定の趣旨	3
2 基本指針の性格	3
第2章 人権を取り巻く状況	
1 国際社会（国連）の取組み	5
2 国の取組み	6
3 福岡県の取組み	7
4 朝倉市の取組み	7
第3章 人権教育・啓発の基本理念、基本方針及び基本姿勢	
1 基本理念	9
2 基本方針	9
（1）同和問題（部落差別）をはじめとするあらゆる人権問題の解決	9
（2）すべての人が共存できる人権尊重社会の実現	9
（3）人権を侵すと考えられる制度や慣習の改善	9
3 基本姿勢	9
第4章 人権教育・啓発の推進	
1 人権教育・啓発の基本的あり方	10
（1）多様な機会の提供	10
（2）生涯を通じた効果的な人権教育・啓発の推進	11
（3）市民の自主性の尊重	11
2 あらゆる場における人権教育・啓発の推進	12
（1）就学前における人権教育の推進	12
（2）学校教育における人権教育の推進	13
（3）社会教育における人権教育の推進	14
（4）市民に対する人権啓発の推進	15
（5）企業及び民間団体等に対する人権啓発の推進	19
3 特定職業従事者に対する取組み	20
第5章 分野別施策の推進	
1 同和問題（部落差別）	22
2 女性	29
3 子ども	33
4 高齢者	36

5	障がいのある人	40
6	外国人	45
7	感染症患者等	48
8	犯罪被害者等	51
9	インターネットによる人権侵害	53
10	性的少数者	55
11	さまざまな人権課題	57
《1》	生活困窮者等	57
《2》	北朝鮮当局による拉致被害者等	58
《3》	その他	59

第6章 推進体制等

1	本市の推進体制	60
2	国及び県との連携	60
3	関係団体等との連携	60
4	基本指針の見直し	60

— 資料編 —

○ 用語解説	62
○ 人権関係年表	71
○ 世界人権宣言	75
○ 日本国憲法（抄）	79
○ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	83
○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	85
○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律	93
○ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	102
○ 部落差別の解消の推進に関する法律	105
○ 朝倉市部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例	107
○ 朝倉市人権教育・啓発推進本部設置規程	109
○ 朝倉市人権教育・啓発推進計画機構図	112
○ 朝倉市人権教育・啓発懇話会設置規則	113